

国見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 10,004	千円 6,176,747	千円 539,119	千円 888,178	% 14.38	% 14.96

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)平均一 人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 90	千円 321,320	千円 66,688	千円 132,043	千円 520,051	千円 5,778	千円 5,466

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

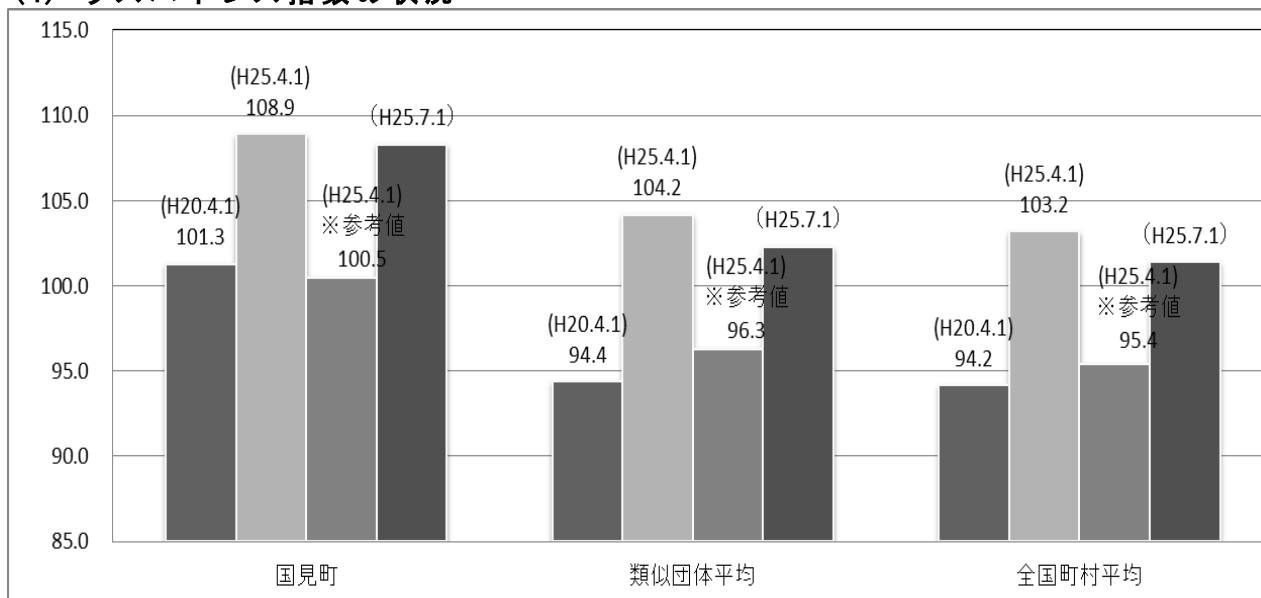
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国見町では、平成20年4月1日から給料を級別に一定率の削減をしています。

- ・平成23年度：2級の職員1%減、3級の職員2%減、4級以上の職員3%減
- ・平成24年度：2級の職員0.6%減、3級の職員1.3%減、4級以上の職員2%減
- ・平成25年度：3級の職員0.5%減、4級以上の職員1%減

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国見町	40.0歳	318,323 円	463,100 円	404,600 円
福島県	43.4歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.3歳	314,293 円	354,477 円	338,543 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分		国見町	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,800 円	181,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	146,900 円	146,900 円	133,418 (140,100) 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

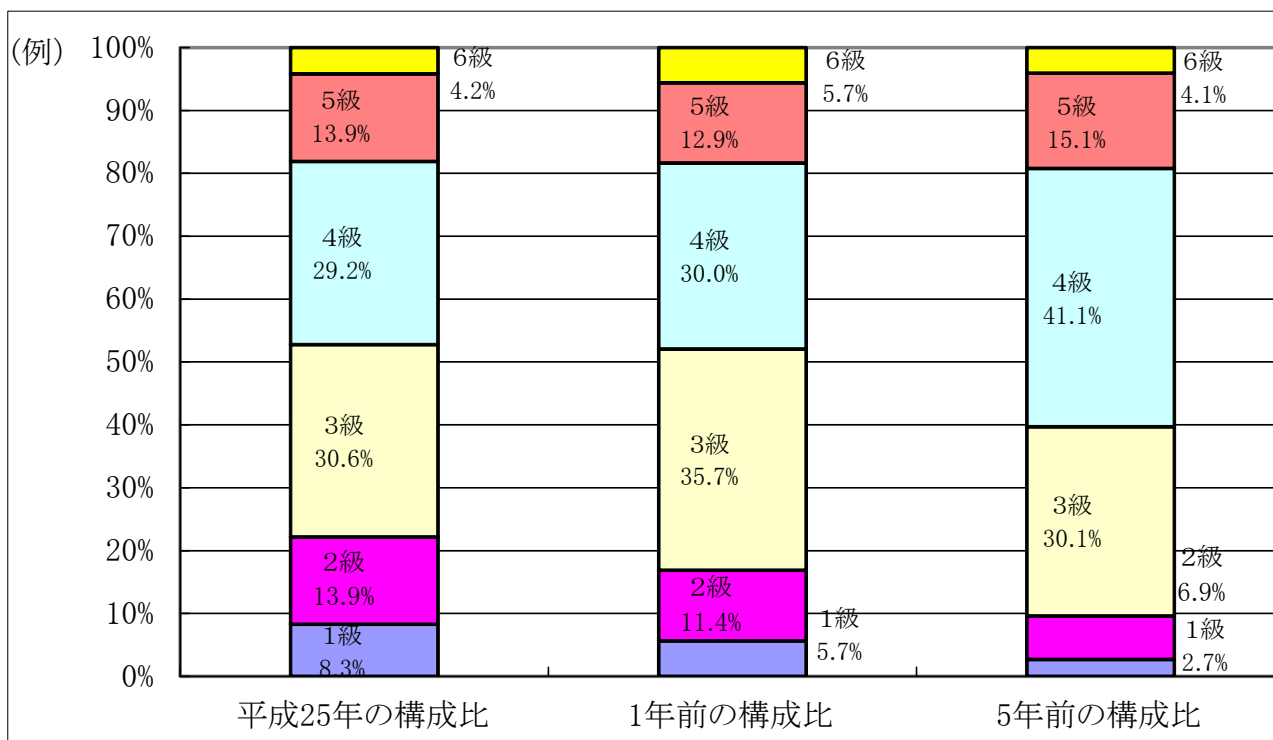
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,500 円	368,800 円	387,100 円	401,200 円
	高校卒	218,200 円	312,800 円	368,800 円	387,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	8.3%	137,900円	247,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	10人	13.9%	188,900円	313,700円
3級	主査	22人	30.6%	226,700円	361,500円
4級	主任主査	21人	29.2%	266,400円	403,800円
5級	課長、主幹	10人	13.9%	294,300円	416,100円
6級	総務課長、参事	3人	4.2%	326,200円	438,400円

- (注) 1 国見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間に係る勤務成績に応じ、良好である職員については、4号給（55歳を超える職員は2号給）とすることを基準として決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

国見町	福島県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,531千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,638千円	—
（24年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

国見町	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 21,923千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 27,475千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	0.0%		
手当の種類（手当数）	11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	右記業務に従事した職員	伝染病防疫業務	日額450円
徴税職員等手当	〃	徴税等の徴収業務 ①徴収職員 ②徴収職員以外	①月額6,500円 ②日額300円

山林現場手当	〃	山林の現場業務	日額450円
精神衛生業務手当	〃	精神障がい者の訪問調査	日額450円
土木現場業務手当	〃	道路の維持補修及び除雪、地下作業	日額300円
災害現場業務手当	〃	①災害発生に伴う応急作業又は災害発生防止の非常措置業務 ②上記業務で著しく危険な作業	①日額450円 ②日額900円
用地交渉業務手当	〃	公共用地の交渉の業務	日額450円
死体取扱業務手当	〃	身元不明等の死体取扱業務	日額5,000円
国土調査現場業務手当	〃	国土調査に係る現場作業	日額450円
衛生業務従事手当	〃	①畜犬登録、犬猫等死骸処理 ②ニホンカモシカ死骸処理	①日額300円 ②日額450円
派遣職員手当	〃	他の地方公共団体及び公益法人等への派遣	月額6,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	36,394 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	479 千円
支給実績（23年度決算）	38,056 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	381 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族1人まで 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同じ		千円 10,896	円 218,920
住居手当	(借家・借間) 職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 20,500円以下 家賃の額-9,500円 20,500円を超える ①(家賃の額-20,500円)×1/2+11,000円 ②家賃の額-20,500円の1/2が16,000円を超えるときは16,000円+11,000円 	異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	千円 7,724	円 308,976
通勤手当	(支給要件) 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給（ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員に限る） (支給額) <ul style="list-style-type: none"> 交通機関等利用者 運賃相当額。ただし、運賃が61,000円を超える場合、超える額の1/2を加算 自動車等使用者 距離に応じて2,400円～47,700円 	異なる	国においては、交通機関等利用者の限度額55,000円。また、自動車等使用者の距離区分・支給額が異なる。距離に応じて2,000円～24,500円	千円 4,040	円 69,652
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		千円 —	円 —

	(支給額) 月額23,000円 距離に応じた加算額6,000円 ~45,000円				
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,300円。 3時間未満の場合は1,350円	異なる	国においては、一般 の宿日直勤務1回 につき4,200円。勤 務時間が5時間未 満の場合、宿日直 手当の額の50/100	千円 1,582	円 68,763
休日給	祝日及び年末年始等の休日において、正規の 勤務時間中に勤務することを命じられた職員 に支給 (支給額) 勤務した時間に対し、勤務時間1 時間あたりの給与額に125/100~150/100の割 合を乗じた額	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前 5時までの間に勤務下職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対して勤務時間1時間あた りの給与額の25/100の額	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員のうち規則 で指定する職にある職員に支給 (支給額) 給料月額25/100以内で職に応じた額			千円 6,258	円 446,993
管理職員特 別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休 日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務 した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき課長の職にある職員6,000円			千円 108	円 7,714

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	753,390 円 (761,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 517,200 円
	副 町 長	601,920 円 (608,000 円)	676,000 円 / 508,500 円
報 酬	議 長	304,200 円 (338,000 円)	340,000 円 / 247,000 円
	副 議 長	236,220 円 (254,000 円)	270,000 円 / 191,100 円
	議 員	216,600 円 (228,000 円)	260,000 円 / 172,900 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(24年度支給割合) 2.95 月分 (6月期 1.4月 12月期 1.55月)	
	議 長 副 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分 (6月期 1.4月、12月期 1.55月)	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 支給率 (48/100)	(1期の手当額) 17,358,106円
	副 町 長	給料月額 × 在職月数 × 支給率 (29/100)	8,378,726円
	備 考		(支給時期) 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

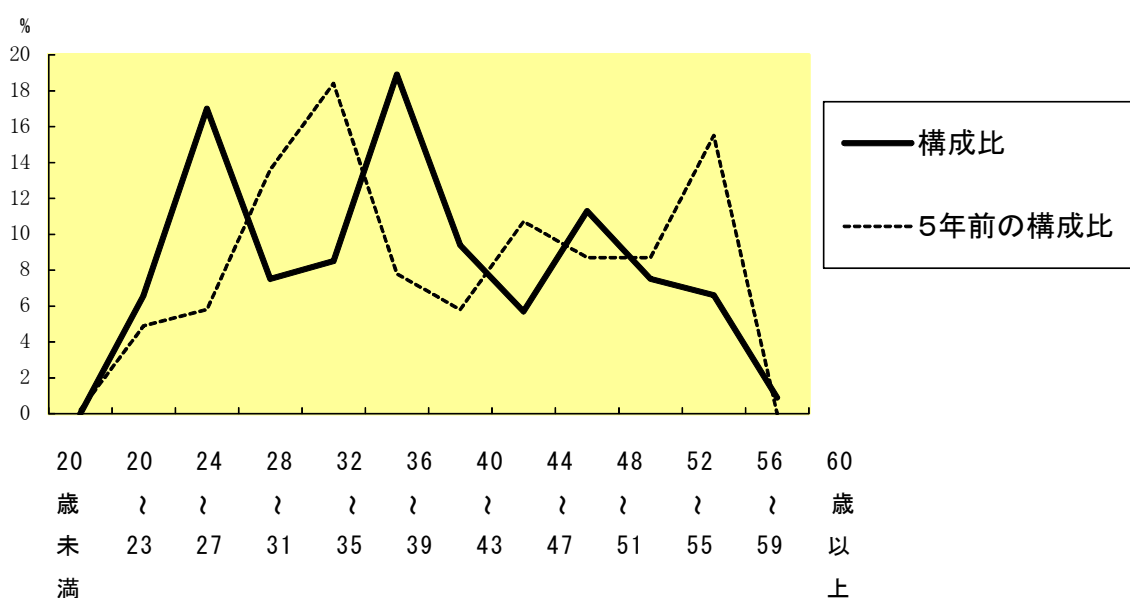
部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務の統廃合縮小に伴う減 業務増により個別設置に伴う増 事務の統廃合縮小に伴う減 業務増により新室設置に伴う増
		総務	24	24	0	
		税務	9	9	0	
		民生	12	13	△1	
		衛生	8	6	2	
		農林水産	7	8	△1	
		商工土木	2	6	2	
	計	70	68	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.97 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.55 人)	
	教育部門	21	19	2	児童数の増による業務量の増	
	消防部門	0	0	0		
	小計	91	87	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.96 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.97 人)	
公会営計企業部門等	水道下水道その他	水道	5	5	0	
		下水道	2	2	0	
		その他	8	8	0	
	小計	15	15	0		
合計		106	102	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.96 人	
		[121]	[121]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)

(例)



	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0人	7人	18人	8人	9人	20人	10人	6人	12人	8人	7人	1人	106人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数
一般行政	69	68	68	70	68	70	1
教育	17	17	19	20	19	20	3
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計	86	85	87	90	87	90	4
公営企業等会計	16	16	15	16	15	15	△1
総合計	102	101	102	106	102	105	3

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	200,016	21,751	21,204	10.6	12.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均一人当 たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 5	千円 14,378	千円 1,610	千円 5,216	千円 21,204	千円 4,241	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
国見町	37.8歳	310,440円	353,450円
市町村平均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

国 見 町	全国市町村平均
1人当たり平均支給額（24年度） 1,043 千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,476 千円
（24年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（25年度国見町一般行政職） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	国見町一般行政職 （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

国 見 町	国（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円	（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） ※全国市町村平均1人当たり平均支給額 14,889千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道企業職員特殊勤務手当	水道業務に従事した職員	水道業務	月額4,000円

※平成20年4月1日から当分の間支給しないこととしています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	646 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	129 千円
支給実績（23年度決算）	960 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	240 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 585	円 146,250
住居手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
通勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 134	円 26,820
単身赴任手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
宿日直手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円	円
休日給	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 245	円 244,662
管理職員特別勤務手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —